

# 公益社団法人東京都診療放射線技師会 役員選出規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都診療放射線技師会定款（以下、「定款」という。）第25条に定める役員選出のための選挙に関して規定する。

## (選挙権)

第2条 定款第12条により代議員として登録されたものは、この規程に定める選出につき選挙権を有する。

## (被選挙権)

第3条 定款第25条に定める役員に立候補する者は、引き続き5ヶ年以上正会員としての資格を有する者でなければならない。ただし非会員の者は、この限りではない。

- 2 理事のうち、1名は非会員の者でなくてはならない。
- 3 監事に立候補する者は法人業務及び会計監査に精通した者であり、1名は非会員の者でなくてはならない。

## (立候補届)

第4条 会長に立候補する者は、立候補届[様式7]に、正会員30名以上連署の推薦書を付して、選挙管理委員会に届けなければならない。

- 2 理事、監事に立候補する者は、立候補届[様式7]に、正会員10名以上連署の推薦書を付して、選挙管理委員会に届けなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、選挙の10日前までに立候補者の届出を受けることができる。
- 4 選挙10日前までに候補者が定数に満たなかった場合は、理事会が候補者を推薦することができる。

## (選挙及び投開票)

第5条 選挙は候補者について総会出席代議員の投票によって行う。

- 2 開票は、総会にて選挙管理委員会が行う。
- 3 当選は、得票数の高点順位によって定める。定員の終位が同点で当選が定められない場合は、その者につき決選投票によって定める。ただし、会長候補者については最高得点者が投票総数の過半数に満たないときは、上位2名につき決選投票を行う。
- 4 候補者が定数のときは、会長候補者にあつては総会において出席代議員の信任投票を行い、その他は無投票当選とする。

## (改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

## 附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成 24 年 5 月 26 日改正、施行する。
- 3 この規程は、平成 26 年 12 月 6 日改正、施行する。
- 4 この規程は、平成 29 年 6 月 18 日改正、施行する。
- 5 この規程は、平成 30 年 3 月 1 日改正、施行する。
- 6 この規程は、令和 8 年 1 月 8 日改正、令和 8 年 2 月 5 日施行する。